

令和3年度旭川市障がい者福祉施設等（生活介護）整備・運営計画募集要項（案）

1 はじめに

旭川市は、令和2年11月に「令和3年度旭川市障がい者福祉施設等整備方針」（以下「整備方針」という。）を策定し、厳しい財政状況における限られた予算の中、重度障がい者に対応した生活介護を行う施設を優先して整備することとしました。整備方針は「第6期旭川市障がい福祉計画案（計画期間：令和3年度から令和5年度まで）」に沿ったものとなっています。

この整備方針に基づき、重度障がい者に対応した生活介護を行う施設を、原則として、令和4年3月31日までに創設、増築、改築、大規模修繕等のいずれかの整備区分による整備（※）を完了し、遅くとも令和4年4月1日から運営する事業者を募集します。

応募する事業者は、この募集要項に示すところに従って、整備・運営計画書を提出してください。

※ 拡張（既存施設の現在定員の増員を行わないで施設の延面積の増加を図る整備をすること。）

や増改築（既存施設の現在定員の増員を図るための増築整備をするとともに既存施設の改築整備をすること。）は対象外。

2 応募について

募集する事業は生活介護が1件です。応募する者は、次のとおり整備・運営計画書を作成し、必ず期限内に書類を提出してください。

(1) 整備・運営計画書の提出

ア 提出書類 令和3年度旭川市障がい者福祉施設等整備・運営計画書提出書類確認表（別紙1）のとおり（様式第1号から様式第13号まで及び各種添付資料）

イ 提出部数 原本1部 副本9部（副本は原本の複写とすること。）

ウ 提出期間 令和3年1月5日（火）から令和3年1月26日（火）まで（必着）

※ 提出書類の受付は、提出期限までの土曜・日曜・祝日を除いた午前9時から午後5時までの間とします。提出書類は電話連絡の上持参してください。

エ 提出時の注意

(ア) 提出資料はA4のフラットファイルに綴じて提出してください（調製方法は別紙2を参照）。

(イ) 各種資料はA4（図面についてはA3）サイズとしてください。

(ウ) 市が必要と認める場合は追加書類の提出を求める場合があります。

(エ) 提出書類の著作権は応募者に帰属します。ただし、市は今回の募集による決定者の公表等必要な場合には、提出書類等の内容を無償で使用できるものとします。

(オ) 提出書類において、第三者の特許権、実用新案権、意匠権、商標権、その他日本国の法令に基づいて保護される権利の対象となっている事業手法、維持管理方法等を使用した結果生じた責任は、応募者が負うものとします。

(カ) 提出に当たって必要となる費用は、全て応募者の負担とします。

(キ) 提出後は、書類の修正、変更及び返却には一切応じませんので、提出に当たっては慎重にお願いします。

(2) 提出場所

〒070-8525 旭川市7条通10丁目 旭川市第二庁舎2階

旭川市福祉保険部 障害福祉課 障害事業係

電話：0166-25-6476

(3) 応募できる者

以下の全ての項目における応募条件を満たす事業者とします。

項目	応募条件
既設・新設法人の区別	既設法人

法人のサービス事業実績	旭川市内で生活介護，共同生活援助，療養介護，施設入所支援のいずれかを既に運営する法人
法人の適格性	<ul style="list-style-type: none"> ・国又は地方公共団体による過去5年間の運営指導において，重大な行政指導等が含まれていないと認められること。 ・営利法人においては，所管庁及び監査法人による過去5年間の監査において，重大な指導事項等が含まれていないと認められること。 ・法人として，旭川市の市税に滞納がないこと。
資金計画	整備に係る本施設整備費補助金の交付と対象経費を重複して，他の補助金の交付を受けてはならないこと。
整備予定の土地	<ul style="list-style-type: none"> ・事業者の自己所有又は確実に取得する予定の土地があること。 ・土砂災害危険箇所・山地災害危険地区・浸水危険地域等の自然災害罹災可能性が高い地域に立地していないこと。
法人内部での準備状況	整備及び運営計画が，理事会・取締役会・設立準備委員会等の議決を経ていること。

(4) スケジュール (予定)

実施時期	実施内容
令和3年1月5日～令和3年1月26日	整備・運営計画書の応募受付
令和3年1月5日～令和3年1月12日	整備・運営計画書に係る質問受付
令和3年1月15日	整備・運営計画書に係る質問への回答
令和3年1月下旬～令和3年2月下旬	応募のあった計画に対する審査及び選考作業
令和3年2月上旬～令和3年3月上旬	事業者の内定及び事業者への内定通知
令和3年4月上旬	国庫補助協議（市→国）
令和3年6月（※）	国庫補助採択（又は不採択）内示
令和3年7月上旬	補助金交付申請受付
令和3年7月中旬	補助金交付決定通知
令和3年9月～	建設等工事の入札 設計及び建設工事関係の契約
令和3年9月～	建設等工事
原則として令和4年3月31日まで	事業所指定
原則として令和4年4月1日～	運営開始

※ 施設整備に関する国の補助制度の状況（国庫補助の内示時期や内容等）によっては変更となる場合があります。

(5) 不明な点がある場合の質問の提出及び回答

質問は持参，郵送，ファックス，電子メール（開封確認，受取通知などの設定をすること）に限り受け付けます。募集期間外の質問，電話及び面談での質問は受け付けないこととします。

ただし，応募書類の作成に係る質問に限ることとし，評価及び審査に係る質問は一切受け付けません。

ア 提出様式

別紙3「質問様式 施設整備・運営計画書質問書」

イ 提出先

〒070-8525 旭川市7条通10丁目 旭川市第二庁舎2階

旭川市福祉保険部 障害福祉課 障害事業係

電話：0166-25-6476

ファックス：0166-24-7007

電子メールアドレス：syougai Fukusi@city.asahikawa.lg.jp

ウ 提出期間

令和3年1月5日（火）から令和3年1月12日（火）午後5時まで

エ 回答方法等

質問に対しては個別に回答しますが、全応募者に対して周知することが適当な質問については、回答を令和3年1月15日（金）から障害福祉課のホームページに掲載します。

3 募集条件等について

(1) 事業開始時期

原則として、令和4年4月1日までに事業の開始が可能なものに限ります。

(2) 施設及び運営等の条件

以下の「4 施設の条件」及び「5 運営の条件」を満たすことが必要です。

4 施設の条件について

(1) 土地

ア 応募者が所有する土地であること。土地の取得を予定している場合は、整備・運営計画書提出時点で、取得が確実に見込まれる根拠として、贈与契約書又は条件付き売買契約書、売買予約契約書のいずれかを提出すること。また、整備・運営計画書提出時点で、取得に係る自己資金が確保されていることがわかる財務諸表等を提出すること。

(2) 建物

ア 建築基準法（昭和25年法律第201号）、消防法（昭和23年法律第186号）その他関係法令の要件を遵守すること。

イ 旭川市景観条例（平成14年旭川市条例第26号）に適合していること。

ウ 改築を行う場合は、次のとおりとすること。

(ア) 建築確認済証及び検査済証又は一級建築士による建築基準法等への適合確認の意見書を提出すること。

(イ) 「木造又は非木造社会福祉施設老朽度調査表」を提出すること（書式については、「社会福祉施設等施設整備費の国庫補助について（令和2年6月25日付け社援発0625第3号厚生労働省社会・援護局長通知）」別紙「社会福祉施設等整備計画協議要綱」における「共通別紙2-1又は共通別紙2-2」）。

※ 意見書、老朽度調査表には、それを作成した一級建築士の押印が必要です。各種資料はA4（図面についてはA3）サイズとしてください。

(ウ) 整備後、既存部分も含めた建物全体で建築基準法の新耐震基準を満たしていること。

エ 大規模修繕等の場合、概ね10年以上経過している建物であること。

5 運営の条件について

旭川市指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営の基準等に関する条例（平成25年旭川市条例第19号）における基準を満たし、かつ次の全ての条件を満たしてください。

(1) 定員

ア 定員は10名以上とすること。

イ 定員のうち、重度障がい者対応（※）の定員が25%以上であること。

※ 重度障がい者対応とは、重度障害者支援加算（障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービス等及び基準該当障害福祉サービスに要する費用の額の算定に関する基準（平成18年9月29日厚生労働省告示第523号）における報酬告示第6の7の2）の要件を満たすものをいう。

- (2) 利用対象者
 ア 旭川市から障害福祉サービス受給者証の交付を受けている者（障害者支援施設に入所している者を除く）の利用を優先すること。
 イ 強度行動障がい有する者や特別支援学校卒業生の利用を優先すること。
- (3) 送迎サービス
 送迎サービスを希望する利用者に対して、送迎サービスを提供すること。
- (4) 開所日及びサービス提供時間
 開所日は少なくとも月曜日から金曜日までとし、サービス提供時間は少なくとも午前10時から午後3時までとすること。
- (5) 運営計画変更の報告と改善策等の対応
 運営計画に変更が生じた場合は、旭川市へ変更内容を報告すること。また、報告後に旭川市側から求めがあった場合には、それに応じた必要な改善策等を講じること。

6 施設整備事業の実施について

施設整備費等は、令和3年度の国の補助事業の範囲内、かつ旭川市の予算の範囲内で補助を行うこととします。このため、国との補助協議の状況も含め、1か年事業が原則となります。

令和3年度における補助制度の内容につきましては、「社会福祉施設等施設整備費国庫補助金交付要綱（令和2年6月25日付け社援発0625第3号厚生労働省社会・援護局長通知「社会福祉施設等施設整備費の国庫補助について」）」を参考としてください。

- 生活介護整備に係る補助金交付上限額（本体補助基準額）（創設の場合）

定員	20名以下	21名～40名
本体（日中活動部分）	51,500,000円	103,700,000円

※ 本体及び各加算の補助基準額は、「社会福祉施設等施設整備費国庫補助金交付要綱」別表3-1を参照してください。

ただし、予算の範囲内で補助を行うため、必ずしも補助基準額どおりの補助を確約するものではありません。

また、加算に該当する整備を行っても補助できない場合があります。

※ 定員41名以上となることは妨げませんが、補助金交付上限額は利用定員40名以下の補助基準額とします。

【注意】 令和3年度の予算額は、令和3年第1回定例会の議決を経て決定する予定ですので、公募時点においては、必ずしも補助を確約するものではありません。

御了承いただいたうえで、応募してください。

補助対象事業	補助対象者
「社会福祉施設等施設整備費国庫補助金」及び「旭川市障害者福祉施設等施設整備費補助金」に規定する整備事業	公募開始時点で、旭川市内で生活介護、共同生活援助、療養介護、施設入所支援のいずれかを既に運営する法人（法人本部の所在地は旭川市内外を問わない）。

7 応募における注意事項

- (1) 今回の募集は、創設、増築、改築、大規模修繕等のいずれかの整備をした上、運営する事業者を募集するものですが、整備方針に従い、重度障がい者に対応した生活介護の提供を条件とします。
- (2) 応募者が次のいずれかに該当した場合は、応募を無効とします。
- ア 応募書類の提出方法、提出場所、提出期間に適合しない場合
 - イ 応募資格及び条件を満たしていない場合
 - ウ 応募書類に記載すべき事項の全部又は一部が記載されていない場合

- エ 応募書類に虚偽の内容が記載されている場合
- オ 信義に反する行為又は審査の公平性に影響を与える行為があった場合

- (3) 応募に必要な整備・運営計画書の提出後、応募の辞退を行う場合は、任意の様式にて書面により申し出ることとし、応募辞退後は、いかなる理由があっても再応募は認めません。
- (4) 事業予定者として選定されなかった者の応募書類については、これを公開しません。ただし、事業予定者の応募書類については、旭川市情報公開条例（平成17年旭川市条例第7号）の規定に基づき、その内容の全部又は一部を公開する場合があります。
- (5) 今回の募集による決定を受けても、今後整備する施設や設備、運営において、本市が条例により定める基準等を満たさない場合は、認可・確認が受けられないことがあります。
- (6) 応募者は、決定されなかった場合のことを念頭において、計画時点の不動産の売買、金融機関からの借入、建物の整備に係る設計業務への支出等については慎重に判断してください。応募のために支出した費用等については、市は一切補償しないものとします。
- (7) 補助事業による施設整備の実施は令和3年度の1か年を予定しておりますので、令和3年度中に事業が完了する計画としてください。ただし、国からの補助を前提に施設整備を行うことから、国との協議状況によっては、現時点で国の補助事業の採択が不透明であるため、今回の決定が補助を確約するものではないことを承知のうえ、応募してください。
- (8) 整備・運営計画書提出後の変更は原則認めないこととしますが、運営に関する基準等について制度改正等の変更があった場合は、変更となった基準に基づき、事業計画の内容を変更していただくことがあります。変更に係る費用については、市は原則補償しないものとします。

8 審査及び選定について

- (1) 障害者福祉施設等整備部会の設置
 応募書類の審査、評価及び事業者の選定を行うため、旭川市社会福祉審議会障害者福祉専門分科会の下に、障害者福祉施設等整備部会（以下「部会」という。）を設置します。
- (2) 事業計画の審査・内容の評価項目と評価点及び評価基準
 次に掲げる評価項目について、総合評価方式により評価・審査を行います。
 また、評価点及び評価基準は、次のとおりとします。

評価項目	評価点	評価基準
① 事業者の施設運営経験	15/175	別紙4のとおり
② 事業者の財政状況	10/175	
③ 資金計画の妥当性	15/175	
④ 整備予定である施設の理念と目標	10/175	
⑤ 施設整備計画の内容や特色	40/175	
⑥ 事故防止及び安全対策等	25/175	
⑦ 重度障がい者に対応した職員配置の内容や受入状況	40/175	
⑧ 土地の確保	10/175	
⑨ 地域との連携等に対する考え方と内容	10/175	

※ 評価項目のうち1項目でも0点となる項目がある場合は、選定対象外となります。

(3) 事業計画の内容に係るヒアリング

応募書類の審査、評価に当たり、事業計画の内容に係るヒアリングを実施します。なお、日時、会場及び実施の詳細については、別途通知します。

(4) 部会における事業予定者の選定

選定手順は次のとおりとします。

①	応募書類の内容を総合的に審査及び評価し、各委員の評価点の合計を合算して、総合計点数を算出します。
②	①の総合計点数が高い者から順位を付けます。 1名以上の委員がいずれかの評価項目で0点を付けた場合、選定対象外となります。
③	②の1位の者を事業予定者として選定します。 総合計点数が高い者が同一順位の場合には、順位付けについて部会で協議します。

(5) 応募者の失格

次のいずれかに該当する場合、応募者を失格とします。

- ア 応募に際して信義に反する行為又は選定の公平性に影響を与える行為があったとき。
- イ 募集開始から選定結果公表までの期間、本件業務に直接従事若しくは関係する本市職員又は部会の委員に対し、不正な行為又は不正を疑われるような行為（接触）をしたとき。

(6) 審査結果等の通知

ア 事業予定者を選定したときは、応募した全ての者に対し、速やかに次の事項を通知します。

- (ア) 選定事業者名
- (イ) 選定事業者の総合計点数
- (ウ) 応募者数
- (エ) 選定事業者にあつては、今後の協議・契約手続等の旨
- (オ) 選定事業者とならなかった者にあつては、所定の期限までにその者の総合計点数及びその内訳（評価項目毎の点数）の開示を求めることができる旨

イ 事業予定者を選定しなかったときは、応募した全ての者に対し、速やかに次の事項を通知します。

- (ア) 事業予定者を選定しなかった理由
- (イ) 所定の期限までにその者の総合計点数及びその内訳（評価項目毎の点数）の開示を求めることができる旨

ウ ア又はイにより選定事業予定者とならなかった者は、次のとおり書面（様式任意）により市長に対し、総合計点数及びその内訳（評価項目毎の点数）の開示を求められます。

- (ア) 提出期間
ア又はイの通知発送の日から土曜日、日曜日、祝日を除く7日以内の、午前9時から午後5時まで
- (イ) 提出場所
旭川市7条通10丁目 旭川市第二庁舎2階
旭川市福祉保険部障害福祉課障害事業係
- (ウ) 提出方法
持参（郵送、電子メール又はファクシミリによるものは受け付けません。）

エ 市長は、ウの開示を求められたときは、ア又はイの通知発送の日から14日以内に開示を求めた者に対し総合計点数及びその内訳（評価項目毎の点数）を通知します。

(7) 審査結果等の公表

ア 事業予定者を選定したときは、次の事項を公表し、旭川市ホームページに掲載します。

- (ア) 選定事業者名
- (イ) 選定事業者の総合計点数
- (ウ) 応募者数

イ 事業予定者を選定しなかったときは、その理由を旭川市ホームページに掲載します。

9 選定後について

(1) 整備時期及び整備計画の調整

選定後、市と選定事業者との協議により具体的な整備時期や整備計画の内容の調整を行います。

(2) 市補助金等の申請

市補助金等の申請を後日行います。申請時期は別途連絡します。

(3) 選定後の取消し

次のいずれかに該当する場合、選定事業者としての選定を取り消します。

ア 選定された選定事業者が自ら候補を辞退するとき。

イ 選定事業者の決定後に、8（5）に該当することが判明したとき。

ウ 選定事業者の決定後、補助事業における補助金交付決定がされるまでの間に、計画書で指定した用地の確保が不可能となったとき、又は不可能と見込まれたとき。

エ 計画書において提案した内容を実行することが不可能となったとき、又は不可能と見込まれたとき。

オ 選定事業者の決定後、整備について市の指導に従わないとき。

カ 選定事業者の計画に、選定後事情の変化により重大な不備のあることが判明したとき。

キ 選定事業者の決定後、補助事業における補助金交付決定がされるまでの間に、本募集の参加資格要件を満たさなくなったとき。

(4) 選定を取り消した後の対応

前号により選定を取り消した場合、審査点数の上位の者から順次文書で整備意向を確認します。

10 施設整備事業完了後の事務

施設整備後、選定事業者は、指定障害福祉サービス事業者の指定申請及び建築確認申請を別途行う必要があります。指定障害福祉サービス事業者の指定申請は旭川市指導監査課、建築確認申請は旭川市建築指導課に御確認ください。